

原告「これで終われない」

柏崎刈羽原発訴訟 住民請求を棄却

提訴から十四年八九月。東京電力柏崎刈羽原発1号機の設置許可取り消し訴訟は二十四日、新潟地裁第二民事部（太田幸夫裁判長）で、「住民敗訴」の判決が出た。判決は四国電力伊方原発1号機と福島第一原発訴訟で住民側敗訴が確定した最高裁判決を踏襲した。ある程度、結果を予測していた原告らも、国の主張たけを認めた判決に、あ然とした。これで終わるわけにはいかない。判決文を検討したうえでと言いがながら、気持ちには「控訴」へ向かう。この日も、柏崎刈羽原発では試運転を含め五基が運転、二基の建設が進んだ。同原発が「世界最大規模」に突き進む中、原告らの不安は募る。

「国の主張に追随」

地盤問題「中身で判断していない」

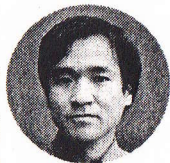
■判決の日■ 新潟地裁 髪入れず、傍聴席から「な 機していた支援者らに判決三階の1号法廷が一瞬ざわ につ」と男性の声。同時に知らざるために法廷を飛び出した。主文言い渡しに間に、原告らが、屋外で待 び出した。手にした垂れ幕



不当判決の垂れ幕を持って、支援者のもとに走る原告ら
＝24日午前10時7分、新潟地裁で

は「不当判決」と「不撓不屈（ふとうふく）」の二枚。わずかに四分の判決。閉廷後には、原告らは席を立ちどろしなかつた。このまま引き下がるわけにはいかない。田辺栄作・原告団長（この言葉が、原告の気持ちに代弁していた。時折強く降る雨の中、地裁わきで原告団の報告集会が開かれた。「事故が起きたら裁判所には責任はないのか」。次々に原告団の代表者がマイクを握った。高校三年の時から、反原発運動を続けてきた原告の武本和幸・刈羽村議（当時）は、同原発の地盤問題を最初に指摘した一人。「地盤問題では中身を見て判断していない。国や電力会社の

視点 伊東 良徳弁護士



ひとことでは、手「不撓不屈」だろ。過去の原告訴訟での判断を踏襲、引用するだけで、独自の判断が、ほとんどない。裁判の判断の対象、方法、安全審査の手続きといった法律論は、伊方原発1号機などの最高裁、東海第二原発の一審など、過去の判決のうち、住民側に不利

これが判決か

田辺栄作・原告団長 開いた口がふさがらない、不当判決といわざるを得ない。裁判長は判決要旨すら述べなかつた。これが十五年もかけてやってきた裁判の判決なのか。地盤問題ひとつ取っても、国側の言い分をそのまま受け入れただけ。われわれの主張が正しかったのか、判決が正しかったのか問われる時が必

過十

